

研修種類	研修番号	研修名	研修目的
スキルアップ研修	①	初任者研修	介護支援専門員の実務に就く者または就いて間もない者が、介護支援専門員業務を理解し、担当の利用者に対してケアマネジメントを提供する上で必要な知識を習得する。
	②	基礎研修	法定研修(専門Ⅰ)受講までの期間の者をおおよその対象にし、ケアマネジメント業務の基礎を習得し、ケアマネジメントに活かすことができる。専門的知識・技術を修得し、多様な疾病や生活状況に応じて医療との連携や多職種協働を図り、ケアマネジメントを実践できる。
	③	中堅研修	法定研修(専門Ⅱ)受講の者または更新研修を受講する者、更新研修受講後の者をおおよその対象にし、主体的に個別支援、ネットワークづくりや事例に応じた支援方法・内容の改善を行える。
	④	管理者研修	事業所の管理業務にあたっている主任介護支援専門員(介護支援専門員)を対象にし、管理業務について学習し、事業所での管理実践ができる。
	⑤	スーパーバイザー研修	法定研修(主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修)修了後の者を対象にし、関係者との連絡調整、スーパーバイズ、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる。
職域研修	⑥	小規模多機能型居宅介護 ケアマネジメント研修	小規模多機能型居宅介護でのケアマネジメントについて、法令の理解や実践事例を通し、小規模多機能型居宅介護でのケアマネジメントの在り方について学ぶ事ができる。
	⑦	グループホーム ケアマネジメント研修	グループホーム(認知症対応型共同生活介護)でのケアマネジメントについて、法令の理解や実践事例を通し、グループホームでのケアマネジメントの在り方について学ぶ事ができる。
	⑧	介護保険施設 ケアマネジメント研修	介護保険施設でのケアマネジメントについて、法令の理解や実践事例を通し、介護保険施設でのケアマネジメントの在り方について学ぶ事ができる。
	⑨	地域包括支援センター 主任介護支援専門員研修	地域包括支援センターの主任介護支援専門員について、法令の理解や実践事例を通し、地域包括支援センターの主任介護支援専門員の業務について学ぶ事ができる。
フォローアップ研修	⑩	フォローアップ研修	すべての介護支援専門員が共通して学ぶべきテーマを設定し、必ず知らなければならない事柄について学ぶ事ができる。

※研修の対象は目安です。法定研修ではありませんので、ご自身の習熟度やスキルにあう研修へご参加いただいて構いません。例えば、ケアマネジャーを始めて9年目であったとしても、初任者研修の受講は可能です。日々の業務の振り返りなどにもご活用ください!

※職域研修は、その職域の特性にあわせたケアマネジメント実践があると思いますので、研修はそういう学習の機会としたいと思っています。